

Business
Report
No.1511

ゆびすい 経営レポート

今月のトピック

Part 1

法人の黒字申告割合は4年連続増加
申告所得金額総額は過去最高を記録

今月のトピック

Part 2

職場の規律を正し、トラブルを未然に防止する！
人事労務リスクマネジメント



信頼と安心、そして未来へ…
YUBISUI

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

☎ 0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶▶

OPEN
ここを開いてください!

今月のトピック
Part 1

法人の黒字申告割合は4年連続増加 申告所得金額総額は過去最高を記録

国 税庁が発表した2014年度の法人税の申告事績によると、今年6月末現在の法人数は前年度から0.4%増の301万9千法人で、うち2014年度内に決算期を迎え今年7月末までに申告した法人は、同0.8%増の279万4千法人だった。

その申告所得金額は同9.7%増の58兆4,433億円、申告税額の総額も同2.1%増の11兆1,694億円と、ともに5年連続の増加。申告所得金額の総額は過去最高を記録した。

この結果、法人の黒字申告割合は、前年度に比べ1.5ポイント上昇して30.6%となり、4年連続の増加

となった。黒字申告割合が3割を超えたのは、リーマン・ショック前の2007年度以来7年ぶり。もっとも、法人の黒字申告割合は、過去最高だった1973年度(65.4%)の半分にも満たない低い数字が、1993年度から22年も続いていることになり、黒字申告割合は低水準が続いている。

5 年連続の増加となった黒字法人の申告所得金額は、黒字申告1件あたりでは前年度に比べて3.1%増の6,826万円となった。一方で、申告欠損金額も同13.2%増の14兆4,553億円、赤字申告1件あたりの欠損金額も同14.8%増の746万円と、ともに増加しており、企業業績に明暗があることがうかがえる結果となった。

ちなみに、申告所得金額のピークは2006年度の57兆828億円、申告欠損金額のピークは1999年度の33兆2,791億円だ。



税理士の目

大阪事業部 中牧繁伸

この数年間黒字法人と赤字法人の二極化が進んでいるようです。黒字法人においては新たに設備投資や従業員給与のベースアップ等を検討されているところも多いと思われます。一定の要件を満たせば、生産性向上設備投資促進税制や所得拡大促進税制などの優遇税制の適用があり、特別償却・税額軽減といった措置を受けることができます。適用する際には税理士等にご相談ください。



グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ | 創業65年を超える信頼と実績 | 200名を超える専門スタッフ | 主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

TEL: 0120-640-171

Mail: kigyo-info@yubisui.co.jp

職場の規律を正し、トラブルを未然に防止する！ 人事労務リスクマネジメント

■ 今後の法改正の動向を理解する

昨今の労務問題に目を向けると、雇用、労働の現場において、正規雇用者と非正規雇用者との処遇格差、非正規雇用者の雇用の不安定さ、正規雇用者を中心とする長時間労働といった様々な問題があります。

こうした雇用、労働をめぐる諸問題に対し、平成24年に労働者派遣法、平成25年に労働契約法の改正が行われました。

更に、正規雇用労働者の年間労働時間が2,000時間と高止状態であること及び年次有給休暇の取得率が50%を切っている実情からも、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進等、働き方の見直しが喫緊の課題となっています。

政府が発表した「日本再興戦略改訂2014」では、「世界トップレベルの雇用環境の実現」を大前提として、働き過ぎ防止に全力で取り組むとしており、企業等における長時間労働が是正されるよう、監督指導体制の充実強化を行い、法違反の疑いのある企業等に対して、労働基準監督署による監督指導を徹底するとしています。

更に、今後も大きな改正として、以下のことが検討されています。

■ 今後の法改正の動向

① 働き過ぎ防止のための法制度の整備等

- ・・・月60時間を超える時間外の割増賃金の引上げ、年次有給休暇の取得促進、所定労働時間削減のための自主的な取り組みの促進

② フレックスタイム制の見直し

- ・・・清算期限の上限を、現行の1カ月から3カ月に延長

③ 裁量労働制の見直し

- ・・・対象業務の追加、手続の簡素化

④ 特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設

- ・・・年収要件を満たした高度な職業能力を有する労働者の働き方について、時間ではなく成果に応じて賃金が支払われる制度

上記①の年次有給休暇の取得促進に関しては、平成28年4月より年10日以上の有給休暇を与えられる従業員に、毎年時季を指定して年「5日」の有給休暇を取らせることが企業の義務となります。

よって、現段階から計画的な有給消化、適正人員配置に目を向けるとともに、企業によっては、変形労働制の導入等を視野に入れていかなければ後々、労務トラブルを招きかねません。

社労士の目

特定社会保険労務士
川本祐介

働き過ぎ防止のための法制度の整備については、法改正の趣旨を理解して対策を検討することが効果的と思われます。

例えば、月60時間を超える時間外の割増賃金の引上げ(大企業は平成22年からすでに適用されています)は、高い割増賃金を支払うための金策を練るのではなく、非正規雇用の従業員を活用する等によりワークシェアリングを推進するというような考え方が重要となります。また、有給休暇の取得促進の場合は、無理に年5日分の有休を取らせたとしても、その代わりに5日間休日出勤してしまっただけでは法改正の趣旨から外れてしまいます。もしこれらの法改正が決定された場合、形式上の対応では効果が薄いので、根本的に業務量や労働時間を見直す必要があると考えられます。

ゆびすいは、契約前の「相性マッチングサービス」をお勧めしています

契約までに何をしますの？

- ☒ お客様のニーズをヒアリングにてご確認致します
- ☒ 過去の決算分析からお客様の会社の強み、弱みを把握し、ご説明致します
- ☒ これからの企業経営についてご提案致します

これらの業務を通じて、
ゆびすいの担当者との相性を
ご確認頂きます。

ご親族、お知り合いの方などで、 「お困りの方」は、いらっしゃいませんか？

企業経営、税金、起業、不動産、相続、人事労務、その他あらゆる疑問、お悩みを

税理士	社会保険労務士	司法書士
公認会計士	中小企業診断士	ファイナンシャルプランナー

など、各分野の専門家がご相談に応じます。

----- お気軽にご連絡、ご紹介下さい。 -----

ご親族、
お知り合いの方が...

- 『独立開業』を考えている。
- 『相続』について、税金・財産分割・生前贈与・遺言・名義の変更などで悩んでいる。
- 『不動産や株』などの売却、購入をした、又は考えているが、税金や名義変更についてアドバイスが欲しい。
- 商売を営んでいるが、節税、財務、人事労務、その他経営に関する『質の高いアドバイスをしてくれる専門家』を探している。

etc...

ご紹介、無料相談の流れ

- 1 まずはお電話、又は直接弊社スタッフに相談者様についてお伝え下さい。
0120-640-171（月～金 9:00～17:00）
↓
- 2 弊社スタッフが相談者様にお電話、メール等にてご連絡差し上げます。
※ ご相談者様が直接弊社にご連絡いただいても構いません。その際はご紹介者様のお名前をお伝え下さい。
↓
- 3 お電話、又はご来社いただき相談者様の疑問について対応いたします。（初回相談60分無料）
※ ご相談の日時はお客様のご都合に合わせ、柔軟に対応いたします。
また、お客様のご都合によりお客様のもとへ直接お伺いすることも可能です。
↓
- 4 無料相談後、有料サービスのご依頼がある場合には、お見積りをさせていただきます。
↓
- 5 お見積りを検討していただき、ご納得いただければ正式に契約成立となります。
高品質なサービスを誠実に提供することをお約束いたします。

よくあるご質問

- Q. 相談者は売上もまだ少ない個人事業者ですが、紹介してもよいのですか？
- A. 是非ご紹介下さい。弊社のお客様は個人商店から上場企業様まで多岐にわたります。小規模な個人事業者のお客様もたくさんいらっしゃいますのでご安心下さい。
- Q. 相談者に現在契約している税理士がいるのですが、無料相談は可能ですか？
- A. 可能です。通常の税務相談や申告書作成については現在ご契約されている税理士に依頼し、その他顧問税理士に相談しにくい案件について弊社にご相談いただければと思います。是非一度お問い合わせ下さい。

ご紹介いただきましたお客様は、ゆびすいグループが責任をもってお手伝いをさせていただきます。

初回60分相談無料

TEL : 0120-640-171